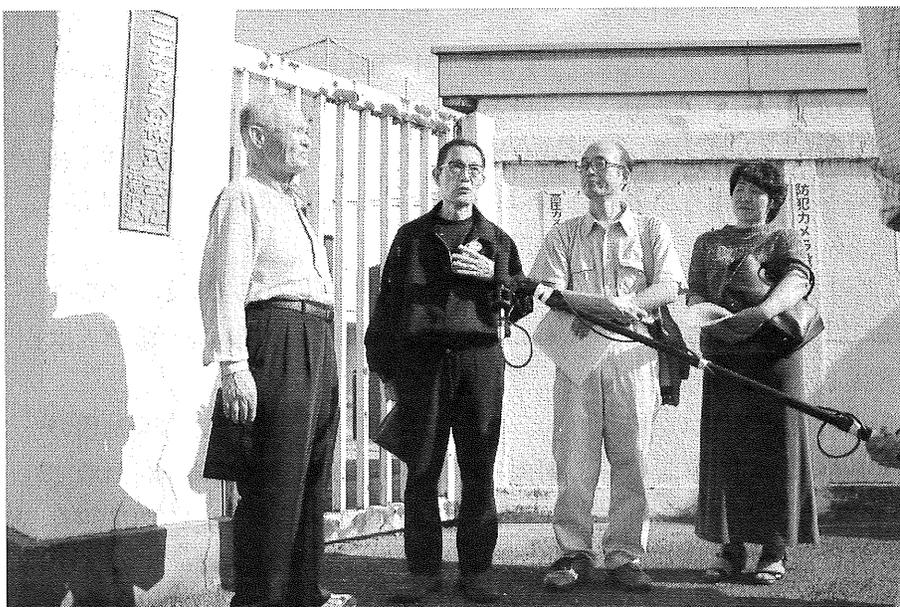


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2006.10.10発行〈通巻第363号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- ニチアスなどの元労働者と遺族が労働組合結成 2
- クボタが「損害賠償」支払い 8
- 第4回多省庁交渉を実施
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 13
- アスベスト報道ダイジェスト2006年9月前半 15
- 7536文字の条文 偽装請負で陽の目をみた派遣法特例
改正労働安全衛生法を読む〈番外〉 16
- 前線から(ニュース) 19
- 韓国からのニュース 22

9月の新聞記事から/23

表紙/ニチアス・関連企業退職者労働組合ニチアス王寺工場申し入れ(9/20)
左から庄田誠治委員長、仲井力書記長、早川寛(全造船関東地協事務局長)、
古川和子(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会副会長)

'06 10

ニチアスなどの元労働者と遺族が労働組合結成

石綿被害の企業責任追及へ

石綿最大手のニチアス（旧日本アスベスト）と下請け・関連企業の元労働者による労働組合が結成された。

「ニチアス・関連企業退職者労働組合」（以下、退職者労組）だ。

クボタ、ニチアスなどの大企業は、社内本工の労災認定者に対して上積み補償制度を設けて見舞金名目で労災とは別途「補償」を行ってきた。この種の企業補償制度は適用時に守秘条項を入れて社外、世間に詳しい情報が漏れない仕組みになっており、これが、企業内被害状況が外に漏れない役割を果たしてきた。

ところが、昨年のクボタ公害事件発覚以降、企業内被害や企業内補償制度の存在が明るみになる中で、かつて石綿粉じんの中で働いた元労働者たちからの問い合わせが相次いだ。中皮腫などですでに亡くなった方の遺族からの問い合わせも多かった。

企業側は企業負担の健康診断サービスで対応したところ、たくさんの有所見者が確認され、石綿健康管理手帳の大量申請という事態となった。

健康管理手帳取得者に対して企業側は、

「年2回無料で国が健診をしてくれます」と告げるだけ、「疾病ではないし、労災保険は適用されません」「健診に行くための休業補償はしません」と「説明するだけ」の対応をしてきた。

健康不安をもたらしたことに対する謝罪もなく、まして何らかの補償を行おうとはしていない。

一方、定年退職者に対しては労災補償の対象ではないが、健康管理手帳交付対象であるじん肺管理区分「管理2」についても、退職金の上積みなどが支払われている。企業側の一方的都合で格差のある対策が行われてきた。石綿健康被害について、どこかを補償の対象とするのかを、加害者の企業に一方的に決められたのではなかったものではない。健康管理対策を健康管理手帳制度で十分とすることも到底納得できるものではない。個人で企業に要求しても、無視されるだけ。

そこで今回の労組結成となった。団結は力というわけだ。労働者が被った被害に「現役」も「元」もない。

ニチアスは日本を代表する石綿企業で多

二チアス・石綿被害

退職者ら労組結成

現役と「同等」求める

アスベスト(石綿)による健康被害を出している「二チアス」(本社、東京)王寺工場(王寺町王寺三丁



組合を結成する二チアス王寺工場の退職者ら＝17日、王寺町久度2丁目のリーベル王寺東館

目)の健康被害に遭った元従業員とその遺族らが十七日、団結して補償を勝ち取り肺の病気への不安を解消

するために、王寺町久度二丁目のリーベル王寺東館で二チアス・関連企業退職者労働組合を結成。被害に遭った同工場や関連企業の退職者らに組合への参加を呼びかける。企業退職者が労働組合を結成するのは初めてという。設立を支援した神奈川県労働者医療生活協同組合の早川寛専務理事(五十)は、退職者組合について「アスベストは潜伏期間が長く、発症するのは退職してからが多い。退職者も現役労働者と同等に扱ってほしい」と話している。

組合を結成したのは、王寺工場元従業員四人と鶴見工場(神奈川県)に勤務して肺がんで死亡した元従業員一人の遺族一人の計五人。組合上部団体として長年アスベスト問題に取り組む全日本造船機械労働組合に加入する。

今後の活動方針は、①アスベスト被害の実態を明らかにさせ、謝罪を求める②退職者への健康対策の充実を求める③(情報公開されていない)退職者へのアスベスト被害補償制度を明らかにさせ、補償の充実を図る④石綿健康管理手帳交付者への補償制度を作らせる⑤被害者への福利厚生を図る―などとしている。

組合は二十日に同工場を訪れ、組合結成報告と団体交渉を申し入れる予定だ。委員長には、同工場で昭和三十年から同三十九年ま

で勤務した王寺町久度三丁目、庄田誠治さん(五十)が就任。アスベストを吸引したことを示す胸膜肥厚斑が確認されている。

庄田さんは「二チアスは胸膜肥厚斑を患者と認めず、健康手帳で指定の病院で健康診断を定期的に受けるというだけ。アスベストを吸ったことが確認された者の、いつ発症するか分からずに生きなければならぬ人間の不安が分かっている。理解しようとしていない。一人の力ではこうした企業論理に打ち勝つことはできないので団結して闘うことにした」と話していた。

問い合わせは組合事務局、電話090(3657)0605。

く健康被害者を出した。昨年6月以降の企業健診でも大量の有所見者がみついている。退職者労組は奈良と横浜の元労働者、遺族からスタートしたが地域も徐々に広がるだろう。

安全センターは退職者労組の特別執行委員になり、ともにニチアスに対していくことになった。退職者労組の上部団体である全日本造船機械労働組合（全造船）では、アスベスト被災労働者すべてを組織化対象にしていくことを検討しているとのこと。前代未聞の未曾有の職業病問題である石綿被害、労働団体がその被災者を現役、元の区別なく組織し、企業と国の責任追及の旗を掲げることが求められている。

安全センターは、そうした労働組合すべてと積極的に連携していくことが重要だと考えている。

組合作って交渉だ

ニチアス王寺工場のある奈良県王寺町で、9月17日、退職者労組の結成大会が開かれた。庄田誠治委員長、仲井力書記長ら4名の組合員、上部団体である全造船関東地協の早川寛事務局長のほか、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川和子副会長、同会奈良支部世話人で元斑鳩町議の山本直子さん、同会相談役で奈良県議の高柳忠夫さんらも出席した。

「私たちはアスベストの有害性も知らされず、ニチアスや関連企業でアスベストにまみれて働いてきました。昨年6月のクボタの件以来、やっとアスベストの危険性が社

会的に知られるようになり、ニチアスでの被害も甚大であることが分かってきました。退職後何十年も経って発生する肺ガンや中皮腫の不安は、退職者に共通のもので。このような病気になり労災認定や会社の補償を受けている人たちがいます。不幸にして病気になった労働者に対して十分な補償を行うことは当然です。しかし、このような病気になる前の予防対策や健康対策こそが大事だったのではないのでしょうか。被害を発生させた会社の責任、そして予防・健康対策や補償などについて、会社の考えを聞き、私たちの不安を晴らしたい。言いたいことも言いたい。そのためには個人でやってもだめだと痛感し、多くの関係者の御意見を伺った結果、労働組合を作って会社と交渉するしかないという結論に至りました。」（結成大会議案書より）

これが結成の趣旨で、退職者、亡くなった労働者の遺族も含めて組合員とする。

活動方針は次の通り。

- 1、ニチアス及び系列関連企業に対する以下の要求の実現。
 - ①アスベスト被害の実態を明らかにさせ、謝罪を求める。
 - ②退職者への健康対策の充実
 - ③退職者へのアスベスト被害の補償制度を明らかにさせ、補償の充実をはかる。
 - ④石綿健康管理手帳交付者への補償制度を作らせる。
 - ⑤その他、アスベストに被災した退職者や遺族に対する福利厚生をはかる。
- 2、ニチアスなどへの要求実現の活動を通して、多くのアスベスト被害者とのつながり

を強め、アスベスト被害の根絶と、十分な企業及び国の補償を求める。

ニチアスの工場は、王寺工場のほか羽島工場（岐阜県羽島市）、袋井工場（静岡県袋井市）、鶴見工場（横浜市鶴見区）、結城工場（栃木県下妻市）がある。退職者労組には、鶴見工場の肺ガン死亡した遺族も加入した。この方は労災時効であったが石綿新法の特別遺族給付金が支給されることになっている。

おかしいやないか!

昨年来の企業健診で胸膜プラークなどの所見がみつかり要経過観察等とされた元従業員はニチアス王寺工場で286名、隣の斑鳩町のニチアス子会社竜田工業で51名という（5月10日現在）。

なお、現在の制度で補償対象となっている、中皮腫、肺ガン、じん肺・合併症の労災・公害被災者数は表1（ニチアス、竜田工業調

べ）の数にのぼっている。

退職者労組の庄田委員長、仲井書記長も、そうした要観察となり奈良労働局から健康管理手帳交付された元従業員だった。

庄田さんは、1956年から1964年まで王寺工場の倉庫で原料製品の出入庫業務に従事した。両側横隔膜に石灰化プラークがある。

仲井さんは記録上は1956年から1957年にかけて工場内で製品製造業務に従事した。両側横隔膜、胸壁の一部に石灰化プラークが確認されている。

両氏はニチアスに対して救済対策を個人的に求めたが何らまともな回答がなかった。そんななか、二人が偶然出会ったのは、5月21日の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部発足集会だった。30年以上ぶりの再会だったそうだ。

この集会では工場内外の被害者が出会い、ニチアスらの不十分な対応に不満と不安、怒りを共有していることを確認した。「これ

表1 ニチアス(株)王寺工場・竜田工業(株)のアスベスト死亡者数および療養者数 (H18/5/10 現在)

事業所 項目	ニチアス王寺工場				竜田工業				計	
	中皮腫	肺ガン	じん肺	小計	中皮腫	肺ガン	じん肺	小計		
死亡者数	従業員 元含む	9	25	26	60 (労災認定)	7 (新法申請中3)		20	27 (労災認定24) (新法申請3)	87 (労災認定84) (新法申請3)
	住民	3			3 (見舞金等2) (調査中1)	3			3 (新法申請中2) (未確認1)	6
	出入り 業者 小計	2	1		3					3
療養者数	従業員 元含む	3	2	10	15 (労災認定)		1 (労災申請中)	1 (労災認定)	2	17 (労災認定16) (新法申請1)
	住民									
	出入り 業者 小計	3	2	10	15		1	1	2	17
計	17	28	36	81	10	1	21	32	113	



ニチアス鶴見工場

はおかしいやないか?!」

家族の会はずまず竜田工業や奈良県に対して申し入れを行い行動を開始した、元従業員も企業に対してどう取り組んでいくかの模索を始めた。

有所見者にも「補償」勝ち取る

全造船は神奈川労災職業病センターなどとともに住友重機械を相手取った横須賀石綿じん肺訴訟などに取り組んできた実績をもつ。旧石川島播磨、日立造船、旧日本鋼管なども取り組み、最近では、ひょうご労働安全衛生センターとともに「造船・鉄鋼アスベスト被害者の会」を結成し、川崎重工、三菱重工を相手に交渉を続けている。

クボタ事件以後の相談活動のなかで、神奈川労災職業病センターがエーアンドエーマテリアルの旧朝日石綿横浜工場の元従業員と遺族と出会い、全造船傘下のよこはまシティユニオン（以下、ユニよこ）にこの方々が加入、ユニよこはエーアンドエーと

の粘り強い交渉の末、8月23日に胸膜プラーク所見者の救済を含む画期的な補償合意に到達した。

1) 1968年～2004年に在職しじん肺管理区分2（続発性気管支炎）で2004年労災認定され、現在療養中の方に対して1400万円、2) 1963年から5年間在職し2003年中皮腫発症、2004年労災認定され2005年11月死亡した方の遺族に2500万円、3) 19

61年から3年間在職し、胸膜プラークを指摘され2006年1月に健康管理手帳を交付された方に対して200万円、を支払うというものだった。

交渉過程では、1) 昨年発表以降の石綿被害状況の情報開示、2) 退職者に対する健康診断を呼びかける新聞広告実施、を会社が行うという成果もあげた。（全造船の最近の取り組みの詳細は、「かながわ労災職業病」2006年10月号。）

このような地道な取り組みを続ける全造船、神奈川労災職業病センターに連絡をとりニチアス元労働者の問題を相談したところ、退職者労組をつくらうということになった。

誠実に対応せよ!

労組結成と同時に団交申し入れを行うべくニチアス本社に連絡、9月20日に王寺工場で組合結成通知と団交申し入書を工場長に手渡し、2時間程度交渉を行った。庄田委員長、仲井書記長、早川寛さん、古川和子さ

ん（家族の会世話人）、片岡（安全センター、特別執行委員）が参加した。

要求は、1) 王寺工場はじめ各工場と関連企業の労働者、周辺住民のアスベスト被害について明らかにし資料を提供すること、2) 退職労働者の被害に対する健康対策、補償対策を明らかにし資料を提供すること、3) 現行では労災補償を受けられないじん肺管理区分2および3の者、石綿健康管理手帳交付者への補償制度をつくること、4) 早急に団交交渉を開催すること。

現在、団交開催にむけ、折衝を続けている。ニチアスは誠実に対応する責任と義務がある。

労働者、住民の連携で

石綿被害は、生産、消費、廃棄の家庭の中で、工場の内外、職域・地域を超えて発生していることが明らかになっている。

制度によって補償格差がついているが、

被害の責任の所在は個別企業にとどまらず、業界全体、国にあることは明白だ。当事者それぞれが共通の相手と対峙する局面が増えていく中で、情報の交換をはじめ連携をとって取り組んでいくことが重要になっている。健康管理対策や補償制度について格差のない適切な水準のものが実現されるべきであり、情報公開もさらに追求していかなければならない。

安全センターとしては、被害者の立場から、職域、地域を超えた連携強化を図りつつ、さらに石綿問題への取り組みを進めていくことにしている。



ノンアスベスト社会の到来へ —暮らしの中のキラダストをなくすために



第一巻の巻頭と巻末から
石綿問題と人々の健康を守る
「アスベスト対策」が出来る！
2006.10
Kamogawa Co., Ltd.

著者：石綿対策全国連絡会議
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
発行：かもがわ出版著
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)
体裁：A5判 112頁
定価：1,260円（本体価格1,200円）

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばく露・職業性ばく露の可能性があります。ぜひ、一読を。

クボタが「損害賠償」支払い

—労災補償を受けられなかったじん肺肺がん遺族に—

昨年6月クボタ旧神崎工場内外のアスベスト被害が明るみ出てから2週間たった7月15日の相談電話だった。

「夫はクボタ枚方工場で働き、肺がんで亡くなりました。マスコミ報道が気になって調べたら『枚方工場でプレーキライニングにアスベストを使っていた』という手書きのメモが出てきました。」

田中俊子さん(仮名)さんの夫・一郎さん(仮名)は、1998年7月15日に原発性肺癌で亡くなった。じん肺に合併したいわゆる「じん肺肺がん」。

生前、じん肺と合併症(続発性気管支炎)で労災認定されたが、死因の「原発性肺がん」は業務上疾病と認められないとの理由で労災適用を拒否された。まじめに仕事をしてじん肺にかかり苦しんだのに、あげく、労災と認めない理不尽は俊子さんたちを悲しませ、憤慨させたに違いなかった。

クボタ事件がそのときの無念さをよみがえらせ、俊子さんに相談電話の受話器をとらせたのだらうと思う。死亡7年目の命日だった。

行政欠陥の犠牲

「アスベストが原因だったのではないか？」という疑問は当然だった。ところが、事情を

聞くと、一郎さんの場合はアスベスト肺がんというよりも典型的なじん肺肺がんの事例だった。

現在、じん肺有所見者が原発性肺癌を発症した場合、じん肺法上の「合併症」として労災保険が適用される。

しかし、1998年当時は、行政通達による労災認定基準で『じん肺管理区分「管理4」ないし「管理4相当」のじん肺患者に発症した原発性肺がんのみを労災対象とする』とされ、じん肺に肺がんを合併した患者と家族の多くが労災補償を拒否されるという酷い状況が続いていた。

じん肺肺がんの新規労災認定件数は2003年度では146名と決して少ない数字ではないが、10年前は20数名に過ぎなかった。

じん肺患者に肺がんが多発していることは明らかだったが、たばこが原因(じん肺患者は喫煙率が高い)など根拠のない議論がまかり通り、「重症のじん肺に肺がんが合併した場合は、発見が遅れたり、治療が制限される場合があるので、最重症の管理4の場合のみ労災を適用する」とされていたのだ。

じん肺で労災療養中に肺がんにかかった場合、管理4の患者以外は、肺がん治療費は自己負担となり、肺がんで死亡した場合は遺族補償が受けられないという、とんでも

ない話がまかり通っていた。

労基署の窓口で「この場合は労災にならない」と説明されれば、その時点であきらめるケースが多い。当時、管理3以下のじん肺肺がんの場合、可能性にかけて取えて労災申請しても、ほとんど不支給処分とされた。不支給処分を受けても通知を受けてから60日以内に審査請求をして再度審査を受けることができるが、同じ労災認定基準が適用されるのでほとんどすべての審査請求は棄却されることになる。

さらに、東京にある労働保険審査会に再審査請求が可能だが結果はまず同じ、しかも、結論まで何年も待たされたあげく棄却されるのだ。そうするとあとは不支給処分の取り消しを求めて行政訴訟を提訴するしかない。再審査請求の裁決が通知されてから90日以内が提訴期限だ。

そして、そうした係争過程において、審査請求期限、提訴期限を過ぎると請求権は消滅する。

不支給処分を受け、労災認定基準の壁の前で諦めた。その後、労災認定基準が幅広くなりかつて不支給とされていた内容の事案も救済されることになった。そこで、再度、申請しに労基署に行くところと言われる。

「あなたは不支給処分を受けた後、請求期限をすぎても審査請求していないので請求権は消滅しています。再申請しても却下されます。」つまり、審査請求にしる、行政訴訟にしる、係争することやめてしまっていた場合は、救済の道は完全に閉ざす、というのだ。(これはなにも、じん肺肺がんに限ったことではなく、石綿による肺がんや中皮

腫、その他、すべての労災職業病に共通の取り扱いだ。)

じん肺肺がんについては、あまりにひどいので審査請求や裁判になるケースが少なくなかったし、実際、じん肺肺がんの発件数も無視できないほど多かった。裁判では、ごく一部に患者が勝訴するケースもあったが例外で、ほとんど国の主張をうのみにした判決が続いていた。

ところが、そのうち国際的にじん肺と肺がんの医学的因果関係を認める流れが出てきた。

1996年10月、WHOの下部組織である国際がん研究機関(IARC)は、じん肺の主要な原因物質である結晶性シリカに発ガン性があることを認めた。

ドイツやアメリカで科学的専門団体が同様の決定を行い、2001年4月には日本産業衛生学会もこれに続いた。

この間、韓国では1999年10月に、原発性肺癌を「合併症」として労災補償の対象とする法改正が行われている。

日本の政府の動きは非常に鈍かったが、患者サイドの批判の声は強く、ようやく2002年3月に管理3以上の場合まで労災補償対象を拡大、さらに2002年11月に管理2以上に拡大、2003年4月に原発性肺癌を正式にじん肺法上の合併症とする改正省令が施行され、同時期からじん肺健康管理手帳の交付対象が管理2まで拡大された。

こうして制度上の決着はついたが、被災者救済については、上記の労災行政の欠陥によって多くの被災者が泣いたままになっ

た。再審査請求で棄却されたもののうち、大半が裁判まで突き進んではいなかったし、敗訴判決が最高裁で確定した事案もあったが、すべて救済の道は閉ざされたままにされたのだ。(詳細な解説は、本誌2002年11-12月号参照)

田中一郎さんがまさにそうしたケースだった。

「管理3イ」 合併肺がん

田中さんは1961年にクボタに臨時雇い、1963年正式採用となり、1986年まで铸造工場での起重機運転に従事、その後、保全関係業務に就いたが現場立ち入りは日常のことだった。典型的な粉じん職場で、ブレーキライニングへの石綿使用、保守作業などからくる石綿曝露もあったとみられるが、じん肺としては粒状影主体で石綿肺の不整形陰影とはタイプが異なっていた。

じん肺症度を示す管理区分は、1990年「管理2」、1993年「管理3イ」と徐々に進行し、1994年に肺がんを発症、切除手術を受けたが、それ以前からすでに息切れ・動機が目立つようになっていた。

その後、職場復帰するも病状は進行し、1998年7月ついに帰らぬ人となった。この間、1997年半ばに合併症である続発性気管支炎の診断を受け、労災を適用されるようになっていたが、肺がん死亡については、1999年1月不支給決定を受けた。

たいへんな療養生活と死亡という状況に不支給決定の追い打ちがかかり、田中さんは審査請求には至らなかった。

損害賠償請求になるが・・・

安全センターが田中さんから相談を受け、クボタの担当者に電話を入れ、当時の事情を聞いたところ、上記の事情によって不支給決定を余儀なくされたことや、労災認定基準が変更になった後、大阪労働局に新たに労災適用できないかの打診をしたが無理だと言われた経緯があったとのことだった。安全センターとしては「労災が不支給だとしても、田中さんの肺がん死亡については、現在の労災認定基準に照らしても業務上死亡であるので、当然、クボタによる損害賠償の対象になる。内部的に誠実に処理することを検討できないか？」とクボタに提起したところ、「検討させてもらいたい」との回答だった。

ところがその後、クボタからの連絡がなかったので催促の連絡をしたところ、「労災は不支給になったが、退職金とは別に特別に上積みをしていたことが記録に残っている」ということだった。そのことについて、田中さんのご家族に説明するよう要請したところ、ご家族の意に反して「安全センターの同席は困る」と言い出して困惑したが、ひとまず説明を受けることになった。

その結果、死亡当時の上積み額は到底、普通の損害賠償額に見合うものではなかったため善処を求めたが、クボタは、応じられないという全く不誠実な対応をしてきた。安全センターが同席しての話し合いなど問題外というのにも呆れ果てた。田中さんはたいへん憤慨された。金額ではなく、なにより

クボタの態度が悪かった。

この場合、損害賠償は当然の権利であることを田中さんに説明、田中さんは位田浩弁護士との面談ののち、訴訟覚悟で代理人を立てた交渉をしかけることを決意した。

補償と謝罪へ

田中さん母娘は、当時の同僚を訪ね、一郎さんのじん肺を引き起こした安全管理の不備に関する証言を聞き出すとともに、医療機関からのカルテ開示を受け、また、大阪労働局に対する労災審査資料の開示請求にも取り組んだ。ただ、労働局は個人情報保護法に基づく開示を行ったものの、不当にも多くの箇所が墨塗りされ、労基署が調査した内容はよくわからないままだ。時効だといって被害者救済を怠り、あげく、情報も提供しない、労働行政はいったい何様のつもりなのか。

本年6月、クボタに対して損害賠償を求める内容証明を送った。これに対してクボタの代理人からおおむね田中さん側の主張を認める内容で和解したいという回答があった。これを受けた交渉ののち、法的に妥当な損害賠償額から死亡退職時の上積み額を控除した額での示談が10月に成立した。クボタはほぼ100%の責任を認めたのだ。

最終的には、クボタは金額的には評価できる解決に応じた。しかし、道のりは決して平坦ではなかった。もっと迅速で誠意ある解決も十分可能であったのにもかかわらず、被害者が弁護士を立てるまで応じないというのは明かな間違い、傲慢な態度だ。示談合

意の際には田中さんに対して、クボタ枚方工場の担当者から率直な謝罪が述べられたという。田中さん母娘のたたかいはようやく終着駅に到着したといえるが、心の傷は簡単には癒えない。

クボタは猛省するべきである。行政もまたしかり。

ここに、俊子さんの文章の一節を紹介したい。

「常識的で正しいと考えていることがあります。

職場の環境は一番粉塵の多い仕上げ工場です。起重機の運転をしていたと聞いております。主人が入社してしばらくの間は粉塵対策がなされていなかったようで、びっくりするほどの粉塵が舞っていたそうです。20年ほどは布のマスクを使っていました。粉塵で鼻の中が真っ黒になっていました。人事異動で起重機の部署から電気の仕事への配属に替わっても、人数が足りないときは起重機の手伝いをしており、強いストレスを感じておりました。

粉塵のたくさん舞う職場で塵肺になり、そのために肺がんになったのは明らかです。会社の責任は重大だと思います。会社は精一杯の誠意ある対応をしたと言われておりましたが、本当にそうでしょうか？主人や家族に謝罪の言葉をかけてくれましたか？線香の1本でもあげに来られましたか？主人が亡くなって間もないのに、タバコを吸っていたからと肺ガンの原因であるかのように会社のある方に言われましたが(確かに吸っておりましたが、肺の状態を調べれば何が原因であるかはわかるはずです)、こ

のようなことを塵肺が原因で肺ガンで亡くなった方にも同じように言われてるのですか？

塵肺管理区分4までの補償をしたと説明がありましたが、それしかしてもらってありません。社員に対して平等に補償をされますか？これでも誠意ある対応をしたといえますか？命は皆平等で1つしかありません。私たちはとても大切なかけがえのない命を失ったのです。定年後は夫婦で旅行をする夢を持っていましたが、それも奪われてしまいました。主人が何か悪いことを

したのでしょうか？なぜ塵肺にならなければならなかったのでしょうか？

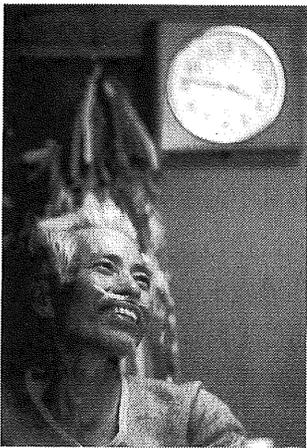
主人のように職業病で苦しんでいる方、命を亡くした方の犠牲の上に会社の発展があることを忘れないで下さい。心よりお願い申し上げます。」

田中さんの闘いは、労災時効と労災補償制度による救済のあり方についての大きな問題点を示したと同時に企業責任の取り方のよい前例となった。

諦めずに闘うことの大切さを教えてくれた田中さん母娘に改めて感謝を申し上げる。

明日をください

今井明 写真・文



アスベスト公害と患者・家族の記録

発行／『明日をください』出版委員会
B 5 版108ページ／定価1500円(送料別)
連絡先

■中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5 F
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766
E-mail info@asbestos-center.jp
URL <http://www.asbestos-center.jp/>

■関西労働者安全センター
TEL 06-6943-1527 FAX 06-6942-0278
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp

今井明 写真・文

『明日をください』

クボタ・シヨックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

第4回多省庁交渉を実施

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

9月13日と10月4日に東京永田町合同庁舎で第4回多省庁交渉が行われました。

過去3回は、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の相談役・高山俊雄氏が各所から寄せられた要望を事前にまとめて内閣府に送り、関係各省庁で回答を出し、交渉当日に患者と家族の会交渉団と各省庁側と交渉しながら、より良い回答を求めて攻防戦を繰り返して来ました。しかし今回から、質問書を各省庁に送ったのち、回答を文書で返して貰って、その回答を精査して納得行かない部分について再度質問を送り交渉の場で回答を求める事になりました。

第4回の交渉は一日交渉する事を提案して、質問書をまとめて内閣府に提出したところ、質問が長すぎるとして、「個別の省庁に直接質問を送り、回答を拒否するか、回答が満足でない時は、内閣府が間に入り調整することとしたい」というような要求があり交渉の方法が変わりました。交渉時間の短縮も要求されました。

9月13日は農水省と環境省大気局との交渉になりました。午後3時半から18人で臨みました。

まず農水省との交渉では、農業関係の建築物のアスベストの実態を確認した所、農

家の個人所有物は調査の対象になっていない事が判明しました。また過去には農業にも「タルク」を増量剤としていた事も判明、さらに園芸用の土や畑に混ざっているパーミキュライトも平成15年ごろの調査ではアスベストは無かったそうだが、過去にはアスベストが混入されていた事実があるので、早急に過去に遡っての調査を求めました。

このようにして農業従事者もアスベストの危険に晒されているのです。

続いて環境省大気局と交渉しました。

「大気汚染防止法の10F/Lのリスク」の項目。これは大気中のアスベスト繊維の本数の安全基準を示したもので、決して「10本までは安全」と言う意味ではありません。役所によっては「9.9本までなら大丈夫」といった誤った解釈をしている所もあります。この基準は工場の敷地境界線でのもので、生活環境での基準ではありません。このような誤った認識を改める通達の約束をしてくれました。

アスベスト含有廃棄物の無害化処理実験の問題で、1500度の高熱で溶融化しても、アスベストが飛散していた事が判明しました。また溶融炉の投入口の関係で、建材などを50cm角くらいに切断しなければ、

溶融炉に入れられないので溶融処理する前にも危険があるので注意する必要がある事も判明しました。

今の段階では高熱で溶融しても、完全な無害化になる可能性は極めて低いと思われます。

10月4日の交渉は厚労省と環境省・環境再生保全機構でした。

まず厚労省との交渉。治療薬（アリムタ）の早期承認を再度求めた結果、今年度内には使えるようになる予定であるとの回答を得ました。ケアの施設の問題も厚生労働科学研究事業で患者の療養生活の質の維持向上を目的とした研究をしていると言う回答がありました。しかし石綿製品製造工場に関する資料の開示を求めたら、「資料が不明である」と言う前代未聞の回答があった。重要な資料だから再度探す事を要請し、これを約束させました。また2008年には石綿の全面禁止になるのに合わせて、輸出もさせないよう指導・通達を求めました。また監督署に届出のあった解体現場で監督指導を行う時に、事前通告をして作業所に行ったのでは何の指導にもならない事を、一般の建築現場の例をあげて、労働局・監督署に対して「事前通告」なしの通達を求めまし

た。

続いて環境再生保全機構との交渉。ここでは先に報道された「新法申請中の患者170名が死亡」の件を取り上げて追及しました。「迅速に広く救済する」このような謳い文句でスタートした石綿新法でしたが、追加資料を求められている間に170名の方が亡くなられたのです。これは機構側の「不作為」で、新法の判定を聞く事もなく大事な命を落とされたのです。この問題は新法の検討会と同時に「医療機関や医療関係者が留意すべき事項」をまとめ、新法申請受付以前に医療関係者に周知させるべき問題であったのです。

この「留意すべき事項」の周知は6月7日の遅かりし周知でありました。

また新法におけるアスベスト疾病の拡大を労災並みにするように要請しました。肺がんの認定基準の見直しも要請し、検討を求めました。

これまで4回の省庁交渉をしてきたが、患者と家族の会と官僚側の温度差を今回も感じながら交渉は終わりました。

（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
世話人 中村寛寛）



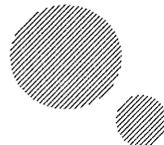
図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター [編]

1260円（税込み）朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。



アスベスト報道ダイジェスト 2006年9月前半

9/1 アスベストによる健康被害問題で、三菱重工業は「80歳まで」としていた元社員に対する企業独自の補償金の年齢制限を撤廃した。

大阪府南部の泉南地域で79-81年に保健所が住民約2万7000人の疫学調査を実施、工場労働者の家族や近隣住民にアスベストの健康被害が出ていると、23年前に指摘していた。

環境再生保全機構は石綿救済新法に基づき、石綿被害で亡くなった患者64人の遺族を支給対象に認定した。初めて肺がん死亡の患者1人の遺族も救済対象とした。これで遺族は、中皮腫が398人、肺がん1人の計399人となった。

ニチアスセラテックが、本社と工場周辺の旧牟礼村住民に行った無料健康診断で、肺にアスベスト関連所見がある人が9人いた。また長野市の工場周辺で行った健診でも2人が見つかった。

9/4 静岡県富士市の日本食品化工富士工場に勤務し、2002年に中皮腫で死亡した同市内の男性について、アスベスト被害との関連を認めなかった富士労働基準監督署の決定が、遺族の審査請求で取り消され、労災認定された。

9/5 研究室の機械のアスベストで悪性中皮腫になったとして、01年7月に死亡した東京大農学部元男性助手の遺族が近く、人事院に公務災害を申請する。

クボタ旧神崎工場近くにあった工場で働き、アスベスト関連がんの中皮腫で死亡した大阪府羽曳野市の主婦、佐藤恭子さんの遺族がクボタ側から飛散した石綿を吸ったとして労災認定を求めている。佐藤さんの肺組織からは、旧神崎工場で使われていたものと同種の青石綿が多量に検出され、尼崎労働基準監督署も青石綿の資料を取り寄せ検出中。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の四国支部と日本エタニットパイプ労働組合高松支部は、高松労働基準監督署にアスベスト問題への対応に関する申し入れ書を提出。石綿肺と合併症を発症した労働者も速やかに認定を行う、学校などで石綿除去の際に生徒や労働者が暴露しないよう指導を徹底などと要望。

9/6 アスベストによる健康被害で高松市の日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らでつくる「香川アスベスト被害請求団」は、1人当たり3500万円の損害賠償を求め近く高松地裁に提訴することを決めた。原告は約30人。

アスベスト被害による健康不安を解消しようと、香川県は「石綿疾患診療ネットワーク」を構築。専門的な診療や継続的なフォローが必要となるアスベスト被害で、患者が状況に応じて受診できるような協力体制を築く。

1991年に死亡し、死因が「結核」で救済新法の特別遺族年金不支給決定された長野市内の男性の遺族が、前に受診した病院の医師が、当時のカルテを基に病名を「中皮腫」と診断し直したことから、長野労働局の労働保険審査官に不服申し

立てをする。

9/8 国土交通省は中皮腫や肺がんがんで死亡した元職員3人について、公務災害と認定。人事院によると自衛官など特別職を除く一般職の国家公務員が石綿による公務災害と認定されたのは初めて。

中皮腫による死者が05年は911人で、04年より42人減ったことが厚生労働省が公表した人口動態統計で分かった。内訳は男性722人、女性189人。都道府県別では兵庫が90人で、大阪87人、神奈川80人、東京73人の順だった。

環境省は石綿製品を現在も製造加工しているのは全国で13工場と発表。昨年11月の発表時より26工場減った。

アスベストによる健康被害問題で、環境省は療養中の患者45人を新たに石綿救済新法に基づき被害者と判定した。これで石綿被害者と判定した療養中の患者は計242人となった。内訳は中皮腫182人、肺がん60人。石綿被害者ではないと判断されたのは計9人。資料が不十分などの理由で判断できなかったのは計271人だった。

9/12 日本山村硝子は元社員1人が中皮腫で7月に死亡し、また、アスベストによる健康被害への補償制度を設けたことを明らかにし、死亡した元社員の遺族に補償金を支払う。

9/13 厚生労働省は、アスベスト被害を受けた不安のある人を対象とした無料検診を研究事業として実施する。年内に開始する予定。また中皮腫と診断された患者のデータを収集し、全国的な中皮腫患者の登録制度を構築し、診断、治療方法の研究に役立てることにしている。

奈良弁護士会の弁護士有志と、民医連、働くもののいのちと健康を守る県センターなどでつくる県アスベスト被害対策連絡会のメンバー5人が、県庁を訪問し、柿本善也知事に対して、アスベスト被害の実態を明らかにし、救済を進めるよう求める要望書を提出した。

石綿除去の届け出をしなかったとして、松江労働基準監督署は、松江市内の解体工事業者の男性を労働安全衛生法違反の疑いで松江地検に書類送検した。男性は2月末-3月初旬、松江市のビル解体工事現場の石綿除去作業を同署に届け出なかった疑い。

9/15 環境省の石綿に関する検討会で、環境省が中皮腫で1995-2004年の10年間に亡くなった人の市区町村別累計などをまとめた。大阪市が246人で最多、神戸市は203人で2番目。尼崎市は132人と4番目だが、人口比で突出。人口動態統計のデータに基づきまとめた数字で、

9/17 ニチアスの奈良県や横浜市の工場に働いていた退職者やその遺族が、アスベストによる健康障害に対する企業補償などを求め、「ニチアス 関連企業退職者労働組合」を結成。石綿産業で退職者の労組結成は初めて。退職後に発症するケースが多く、会社との交渉が難しかったため、退職者労組の被害者発掘や救済活動が目される。

7536文字の条文

偽装請負で陽の目をみた派遣法特例 改正労働安全衛生法を読む〈番外〉

法律の条文というのは、とてもじゃないが読めたものではない。毎日、自分の仕事として取り組んでいる人なら、法律の規定は実際問題としてわかっているから何とかなるが、必要なときだけ読もうとしてもなかなか理解できない。だから取りあえず詳しい専門家に聞くのが早いということになるし、それが不可能なら解説本を購入したりする。ただ、少し法律を読むのに手馴れた人なら、大抵の条文は少々の時間をかけさえすれば理解できる。

しかしこの条文はどうだ。労働者派遣法第3章第4節、労働基準法等のいわゆる「派遣法特例」を定めた条文である。なかでも労働安全衛生法の適用関係について規定している第45条というのはキワメツケだ。

文字数にして7536文字、四百字詰め原稿用紙が19枚いる勘定になる。ちょっとした論文ぐらいのボリュームである。全部で17項あって、要するに労働安全衛生法の第何条は派遣元事業主の適用になり、第何条は派遣先、それに第何条は両方で、そのうち第何条については派遣元事業主は労働者を使用していないものとみなす・・・などと延々書き連ねられている。罰則規定まで折り畳んで条文の中に含まれている。

ややこしくても派遣労働者について、労働安全衛生法をどう適用することになっているのか、非常に大切な規定である。ここで第1項だけを引用してみよう。

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項を除く。）まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「次の業

務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。）」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下）」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第三項及び次条において）」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。）」とする。

どうだろう、ちょっと読み通す気になら

ないのではないだろうか。こういう場合は、括弧書きを全部取り払ってみればよい。そして、最初の句点まで、つまり前段を書き出すと次のとおり。

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項を除く。）まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定を適用する。

つまりこの項では派遣元と派遣先の両方の事業主について適用する労働安全衛生法の条文について書いてあるわけである。これが以下第17項まで延々と続くのだから、全部労働安全衛生法の条文も照らし合わせて理解するためには、手馴れた人でも何時間かかかってしまいそうだ。

偽装請負の元方事業者に課せられる重い責任

さてこれを悪法というかどうかは別にして、いま新聞紙上を賑わせている「偽装請負」問題を考える際に、この条文の内容は重要な意味を持つ。

製造業に労働者派遣が認められるようになったのが平成16年3月である。ずいぶん以前から、実質的には元方事業者から仕

事の指揮命令を受け働く労働者派遣なのに、形式的には請負業者になっている「偽装請負」は、製造業の事業場をはじめとてかなり広範に見受けられることは、本誌でもたびたび触れてきた。

元方の事業者とは別の事業場である請負業者であれば、すべての労働安全衛生法による事業者の責任は請負業者に負わされることになる。ところが実質が労働者派遣であれば、元方事業者（つまり派遣先）に労働安全衛生法上の責任の多くが負わされることになる。このことは、製造業で労働者派遣が解禁される以前からずっとそうになっていた。

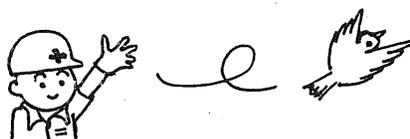
しかし、製造業での労働者派遣解禁が前提となった今になって初めて厚生労働省は取り締まりに本腰を入れ始めた。9月4日の「偽装請負の解消に向けた当面の取組について」と題した通達には、この「派遣法特例」の規定に基づき監督指導を進めることにしている。

ただこの通達、「偽装請負に該当するか否かを判断することが困難な場合」についての指示もあり、とかく実態が先行している

状況に対する対応の困難さが露呈したのともなっている。新聞紙上でも、親会社から請負会社へ社員を外向させて法律をクリアする手口について、当該の親会社から「労働局のお墨付きの方法であったはず」との反論も紹介されているぐらいなのだから。

ともあれ、偽装請負は安全衛生対策上の古くて新しい本質的な問題であることに間違いはなく、労働組合の課題としてもやっとなんて顕在化してきたと言ってよいだろう。

（通達は厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/09/d1/h0904-2a.pdf> を参照）



安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 1部：800円 ● 購読会費：1部年額10,000円
- 申し込み：全国安全センター Tel: 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
- E-mail: joshrc@jca.apc.org
- URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

前線かま

続く石綿被害労災認定

撤去解体、配管補修、造船、鋼材卸

石綿による肺がん、中皮腫の労災請求、認定件数は、厚生省発表では2004年度から2005年度にかけて激増した(表1)。都道府県別(表2)では、肺がん39件、中皮腫90件、合計129と大阪府が最多で、クボタショックに続く一連の事態と中皮腫の認定基準が緩和されたことが主要な原因だろう。

当安全センターにも多数の石綿被害の相談があり、順次、労災請求、新法申請の支援を行ってきたが、このところこれらの認定の知らせが続いている。

Aさん(63才男性)は1988年から2004年まで、石綿工事会社明星工業の下請けで国鉄車両の石綿撤去、建物の石綿撤去、ガスタンク内の保温作業に従事した。それ以前には、石綿曝露業務には一切ついていたことがなかった。作業時の粉塵防護は杜撰で、大量の石綿粉塵を吸引したとみられる。退職後、土工として働いていたが息切れ、痰せきがひどくなり、松浦診療所でじん肺健診を受けたところ、肺に不整形陰影が認められ、石綿肺、続発性気管支炎と診断された。管

理区分申請し、昨年11月に「管理2」合併症要療養と決定され労災請求し、業務上疾病として認定された。

Tさん(58才男性)は1972年から2004年まで粉じん作業に従事し、そのうち、11年間、石綿撤去、解体、保温工事に従事した。何年かA氏とともに仕事をしている。痰せきが強くなり松浦診療所を受診したところ、胸膜プラークを伴う石綿肺、続発性気管支炎と診断されたため管理区分申請し、今年2月に「管理2」合併症要療養と決定された後、業務上疾病として労災認定された。ふたりは同一職場の国鉄車両解体に伴う石綿撤去作業で著しい石綿曝露を受けている。

Mさん(61才女性)は

表1 石綿による肺がん及び中皮腫の労災請求・補償状況(年度別)

疾病名	年度	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05
		肺がん	請求件数	-	-	-	-	-	-	34	39
	認定件数	15	12	23	17	18	21	22	38	58	219
中皮腫	請求件数	-	-	-	-	-	-	61	77	149	1084
	認定件数	12	10	19	25	37	34	56	85	128	503
合計	請求件数	-	-	-	-	-	-	95	116	210	1796
	認定件数	27	22	42	42	55	55	78	123	186	722

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

(厚生労働省)

注) 平成13年度以前の請求件数については把握していない。

夫を2003年に胸膜中皮腫で亡くした。昨年7月の相談時点ですでに死後2年を経過しており、遺族補償以外はすべて時効で請求権が消滅していた。1987年から死亡時点まで土木工事下請会社の代表者であったが、それ以前は労働者として、兄弟が代表者、社長の会社に勤務した。1962年頃から約10年間、尼崎市内の住友金属、神戸製鋼などの工場内設備工事会社の下請会社社員として、工場内設備工事に従事した。配管、空調設備には石綿が普通に使用されており、補修作業などで石綿曝露があったとみられる。夫人とともに本人の兄弟に面談した結果、そうした曝露歴が判明した。これ以降は土木工事会社のため、明かな石綿曝露は確認できなかった。尼崎労基署で認定された。

Nさん(78才女性)は夫を2001年に胸膜中皮腫で亡くした。昨年11月に相談に来られ職歴を確認したところ、1947年以降、釘やネジの製造会社に勤務しており、石綿曝露が

確認できなかった。ただ、第2次大戦中に、家族を養うため神戸の川崎造船に働きに行ったことがあり、そのあと、志願して軍隊に入り、潮岬の通信隊に配属されていたということを夫が生前話していたのを記憶していた。川崎造船に勤めたときに住んだ下宿に結婚後連れて行ってもらったことがあるが、それがどこだったのかは今となってはわからなかったが、川崎造船では船の大きな煙突の中の仕事をした、と話していた。自宅には、こうしたことを裏付ける資料は何も残っていなかった。とりあえず石綿新法の申請をする一方で、心当たりの方に情報を求めたがやはりうまくいかず、結

表2 石綿による肺がん及び中皮腫の
労災請求・補償状況(都道府県別)
(2005年度：厚生労働省)

局名	認定件数	内訳	
		肺がん	中皮腫
		認定件数	認定件数
北海道	24	6	18
青森	1		1
岩手			
宮城	5	3	2
秋田			
山形	4	2	2
福島	6		6
茨城	4	1	3
栃木	5	1	4
群馬	1	1	
埼玉	11	3	8
千葉	11	1	10
東京	64	29	35
神奈川	64	23	41
新潟	20	7	13
富山	2		2
石川	2		2
福井	2	1	1
山梨	1		1
長野	5	2	3
岐阜	11	6	5
静岡	20	5	15
愛知	28	2	26
三重	4	1	3
滋賀	3		3
京都	4		4
大阪	129	39	90
兵庫	105	24	81
奈良	13	6	7
和歌山	5	2	3
鳥取	2		2
島根			
岡山	25	17	8
広島	30	7	23
山口	21	9	12
徳島	3		3
香川	16	2	14
愛媛	10	3	7
高知	3		3
福岡	26	6	20
佐賀	5	3	2
長崎	25	6	19
熊本			
大分			
宮崎			
鹿児島	1		1
沖縄	1	1	
合計	722	219	503

注) 05年度中に新規に認定を行った者の都道府県別内訳(単位：人)
注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

局、時効寸前の4月末に神戸東労基署に労災請求した。Nさんの聞き取りも終わり、有力な情報もないまま労基署の調査を待つしかなかったが、9月、支給決定通知が届いた。労基署に尋ねると、川崎造船の調査で、戦争中の就労者名簿にNさんの夫の名前があり、石綿曝露が推定される職場に働いていたことがわかった、というのだ。

Kさんの夫は長年、鋼材卸売会社の営業社員として勤務していたが、2003

年に胸膜中皮腫で死亡した。営業社員であること、会社は丸鋼など鋼材を切断する倉庫を有しているが、倉庫での石綿取り扱いはなく、1963年頃以降はずっと営業を担当してきた。ただ、元同僚の聞き取りに行ったところ、鋼材切断作業において、切断箇所へのマーキング等に「ろう石」いわゆる石筆を常用していたことがわかった。この作業を含み倉庫業務に約1年半従事していた。石筆（タルク）に混入した石綿

による中皮腫発症、労災認定事例は現在では珍しくない。7月、東大阪労基署が労災認定した。

多くの労災認定件数が発表されているが、不支給とされる件数も増加している。石綿曝露がない、不明として処理されるケースが多いと予想される。行政の安易な不支給決定を許さない取り組みが重要になってきており、曝露、認定事例の情報共有を図っていくことが急がれる。

中国業界団体はアスベスト安全宣言

「白石綿は安全な物質で、西側諸国が『発がん性がある』と悪意ある情報を広めている」と批判する記事を中国新聞社が掲載。

中国は白石綿の産出量がロシア、カナダに次いで世界3位。8月29日付の中国新聞社は中国で白石綿が自転車のブレーキシューに広く使われていることを報じた。9月2日には北京市で白石綿に関する研究発表会が開かれ、この中で非金属鉱工業協会の張湛・董事長が、西側諸国で白石綿が人体に危害を及ぼす可能性があると伝えられていることに怒りを爆発させ、「危険なのは青石綿であり、白石綿は安心して使ってよい」「西側諸国はアスベストの代用品を売りさばくた

めに騒ぎ立てている」と主張。

一方、中国新聞社は「西側諸国におけるアスベスト規制強化の影響が中国にも及んできた」「中国でも『アスベスト恐怖症』があちこちで見られるようになった」と指摘。また同紙は、吉林省・長春市で白石綿製品を製造している業者が「中国は白石綿の代用品を作る技術が遅れており、もし製造が禁止されたら全面的に輸入に頼らざるを得なくなる」との懸念を示していることを報道した。

石油関連の専門サイトである中油網も4日付で「白石綿は経済的で安全」と題する記事を掲載した。（サーチナ中国情報局 9/5）

韓国からのニュース

■来年から特殊雇用職も産業災害保険適用 ／労働部、非正規職雇用改善総合計画を発表

政府は非正規職の社会安全網の死角地帯を解消するために、現在労働者性を認められず労災補償を受けることができない特殊雇用職に対して、来年から産業災害保険を適用することを推進するとして。また政府は非正規職比率の高い4人以下の事業場の労働者に対して退職給与を拡げるなど、来年から法定労働条件も適用を拡大して行く。しかし具体的な方法までは準備できておらず、現在労使政代表者会議の特殊雇用実務会議で特殊雇用職保護方案が論議されており、労働部はこの結果を見た後に方案を準備する計画である。適用対象と加入方式(強制適用・任意適用)、保険料負担方式(全額または分担)なども論議を通じて確定する。2006年9月6日 毎日労働ニュース

■会食の中に飲みすぎで墜落死『業務上災害』

ソウル行政法院行政5部は、会食中に過剰な量の酒を飲んで亡くなったシン某氏の妻・金某さんが「夫の死亡は業務上災害に当たる」として勤労福祉公団を相手に提起した訴訟で、原告勝訴の判決を出した。シン氏は去年の3月、会食中に居酒屋から約50m離れた所に歩いて行って小便中に、飲みすぎのために重心を失って、塀の下に墜落して死亡した。裁判部は「シン氏が協力業者の職員を慰労せよというチーム長の指示を拒否して、会食の席に参加しないことは不可能であり、会食への参加は業務遂行に当たる」また「シン氏が会食の席を出て小便をする時に、飲みすぎで身体をキチン

と取り戻すことができないために重心を失って墜落したものと考えられ、シン氏が家に帰る途中に事故が起こったとする資料もない」と判決した。一方、現行の産災補償保険法施行規則には、会社主催の運動競技、野遊会、山登り大会、会食の途中に発生する災害も労災と認めているが、飲酒と業務の間の関連範囲は依然として論争になっている。2006-09-06 毎日労働ニュース

■勤労福祉公団、求償金請求訴訟で敗訴／ 「同じ事業場で働けば、所属業者が違って も『第三者』ではない」

勤労福祉公団が非正規職労働者を相手に求償金請求訴訟を提起したが、最高裁判所がこれを棄却し、原審を確定した。大田地方裁判所第1民事部は「産業災害保険法によれば、一つの事業場で、ある事業主の労働者が他の事業主の労働者に災害を与え、勤労福祉公団が被災労働者に保険給付を支給した場合、公団が加害労働者またはその使用者である事業主に求償できない」と判決した。2003年に金属労組現代車牙山社内下請支会が配置転換の撤回を要求してライン巡回をする途中で現代車の管理者と衝突、この過程で現代車の職員であるファン某氏が負傷した。ファン氏は業務上災害を理由に勤労福祉公団に労災を申請し、公団は休業手当などを支給した。その後公団は加害責任を問い、社内下請支会のシン副支会長に求償したもの。

判決は同じ事業場で働いていれば、所属業者が違っていても、求償権を行使できる『第三者』とは見られないという意味に解釈される。2006-09-11 毎日労働ニュース (翻訳：中村猛)

9月の新聞記事から

- 9/3 大分県杵築市の市道で、職務質問中の巡查部長が相手の男にカッターナイフで切りつけられ軽傷を負った。男は自転車で逃走。
- 9/4 偽装請負が製造業を中心に広がっている問題で、厚生労働省は監督指導の強化を決め、全国の都道府県労働局に通達を出した。(記事参照)
兵庫県内の保育所を過労で退職した1カ月後に自殺した元保育士の遺族が、労災不支給を不服とした行政訴訟の判決が東京地裁であり、裁判長は「業務で精神障害に罹患し自殺に至った」と加古川労働基準監督署の処分を取り消した。その後国は控訴せず、判決確定。
- 9/5 新潟県見附市の「見附染工」の工場内で、フォークリフトと台車で運んでいたボイラーが転倒し、作業員2人が下敷きになり、まもなく死亡。もう1人も足を骨折の重傷。
- 9/6 香港紙 明報は6日、中国甘粛省徽県水陽郷で、子ども400人を含む村民約2000人が製鉄工場から排出される粉塵による環境汚染で鉛中毒となったと報じた。地元当局は8月22日工場に生産停止を命じた。
- 9/9 北海道十勝支庁幕別町の猿別川右岸河川敷で、サケの密漁の警戒をしていた十勝釧路管内さげます増殖事業協会職員が、密漁をしていたとみられる男に刃物で刺され重傷。
ニューヨークのマウント サイナイ医療センターは、9.11同時テロ事件で世界貿易センター(WTC)のがれきの撤去などにあたった作業員の7割が呼吸器疾患に苦しんでいるとの研究結果を明らかにした。同医療センターは、WTCで作業していた12000人を対象に健康診断を実施。70%近くが作業中またはその後、呼吸器疾患を新たに発症するか悪化させていた。
- 9/11 佐賀市の味の素九州事業所で、製造タンク内で改造作業をしていた「日進化工機」の作業員2人が、突然作動した攪拌機に巻き込まれ、1人は死亡、もう1人も両足に重傷を負った。
国発注のトンネル工事でじん肺になった島根、山口両県の元建設作業員と遺族計23人が、国や建設会社に損害賠償を求めた訴訟は、松江地裁で原告のうち10人と37社との間で和解が成立。
大津労働基準監督署は、酸欠欠乏症の防止措置を行わず、従業員を死亡させたとして、東レファインケミカルと同社守山工場の工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで大津地検に書類送検した。6月22日遠心分離機の内部に窒素が充満し従業員が酸欠で死亡した。
- 9/12 岐阜県輪之内町の「日本リファイン」の輪之内工場の生産ラインにあるフラスコ型の蒸留ヤードでガス爆発が起き、火災が発生。爆発で従業員1人が顔などに軽いやけどを負った。
- 9/15 1月鳥取県のJR伯備線で保線作業中の作業員3人が特急列車にはねられ死亡した事故で、警察は現場責任者が、列車が通過したと思い込み作業を続けたことが事故につながったとこの責任者を業務上過失致死傷の疑いで書類送検する。
トンネル工事でじん肺になったのは、国などが対策を怠ったためだと、北陸など10府県の元作業員ら118人が損害賠償を求めた訴訟で、被告のゼネコンと原告8人の和解が金沢地裁で成立。和解内容は8人に計1億1600万円を支払うことと、ゼネコン側の謝罪。
- 9/17 大阪府茨木市の安威川の河原に放置されたタクシーが見つかり、運転手が行方不明。内部に血痕があり、財布や売上金などが見当たらないことから、強盗殺人の疑いで捜査。
九州北部を抜けた台風13号で多くの被害が出た。宮崎県延岡市で突風にあおられて特急「にちりん9号」が脱線、横転した。広島市安佐北区で消防団員1人が川に流されて死亡、広島市で中国新聞北広島支局の記者が行方不明になった。
- 9/19 宮城県の金華山沖東南東約830キロの海上で、宮崎県南郷町のマグロはえなわ漁船「第17名徳丸」で火災が発生し、救命ボートで脱出した日本人3人とインドネシア人2人が貨物船に救助された。ほかにインドネシア人2人が行方不明。
- 9/21 阪神大震災の2年後に心臓発作で死亡した兵庫県芦屋市の元職員について、震災後の激務が死亡の原因と、地方公務員災害補償基金審査会が公務災害と認める判決をした。仮設事務所で働いていたことや職員数が減っていたことから認められるとした。
- 9/21 首都高速道料金所で昨年9月、ETCの料金収受員が車両にはねられ死亡した事故で、東京労働局は事故防止の安全対策を怠ったとして旧首都高速道路路公の幹部らを労働安全衛生法違反の疑いで東京地検に書類送検した。
- 9/23 滋賀県高島市の駐車場として使われている空き地にタクシーが放置されていて、運転手の姿はなく、高島署は事件、事故の両面で捜査。
- 9/24 うつ病になったのは過労が原因として、労災申請していた元NEC社員に対し、三田労働基準監督署は訴えを認め労災認定していたことがわかった。男性は、2001年7月に医療リハビリ事業部に配属され、週3-4回の出張、5県を担当し、残業は月100-150時間に及ぶうつ病を発症し休業、2年前に退職した。
- 9/25 大阪市港区で04年マンホール内で下水道の点検作業をしていた市職員2人が硫化水素中毒で死亡した事故で、大阪府警は同市都市環境局西部管理事務所の前副所長ら計6人を近く業務上過失致死容疑で書類送検する方針を決めた。
- 9/28 山梨県笛吹市で3月、25年前の元教え子の男に刺殺された県立山梨高校定時制教諭の妻が、同高に公務災害認定を請求した。
船舶の荷物積み降ろし作業後に心臓病で死亡した港湾労働者の遺族が、大阪西労働基準監督署長に遺族補償給付などの不支給処分取り消しを求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は作業条件の厳しさなどから労災と認め、遺族の逆転勝訴とする判決を言い渡した。男性は心臓に持病があったものの、死亡前1週間の残業時間は1時間程度。
家電量販店モドリ電化に勤めていた男性が心疾患で死亡したのは長期間の過重労働が原因として、母親が遺族補償給付などを不支給とした津労働基準監督署の処分を取り消すよう求めた訴訟で、津地裁は 労災を認め処分を取り消した。
- 9/29 福井市の自動車部品メーカー「ミズボ」の駐車場で、地下に浄化水槽を埋め込む作業をしていた設備会社作業員が、崩れた側壁の土砂の下敷きになり、肺挫傷で死亡。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259